

## 複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用の手引き

本手引きは、複数年にわたる委託契約へのスライド条項(賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について、賃金水準、物価水準の変動による契約金額の変更額(以下「スライド額」という。)の算定方法や青森県立中央病院(以下、病院)及び受託者間における協議の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

### 1 適用対象契約等

適用対象契約		令和8年度から長期継続契約の契約更新となる「青森県立中央病院建物保守管理業務委託」及び「青森県立中央病院清掃作業等業務委託」とします。 ※対象となる契約は、入札広告等で対象契約であることを明記します。 (下記2参照)
契約金額の 変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直 接人件費 及び物件費等
	請求者の負担	残契約金額の1.5%

### 2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告等の際に、次の①~④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準、物価指数の変動を反映した契約金額の変更)を適用する契約である。」といった文言を記載
- ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」(別紙1)を添付
- ③契約書に「賃金、物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記事項」(別紙2。以下「スライド特記事項」という。)を添付  
※このスライド特記事項により、スライド額の算出方法、どのような基準(連動する賃金指標等)で契約変更を行うかを入札(見積)条件として明示します(下記4参照)。
- ④契約書案に「賃金、物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」(別紙3。以下「スライド条項」という。)を添付

### 3 契約締結時の注意点

契約締結の際には、契約書に「スライド条項」を添付します。

### 4 スライド額の算出方法は下表(1)~(2)のうち、スライド特記事項において病院が指定する方法です。

履行開始日から12か月経過した基準日時点の、最低賃金及び物価水準をもとに計算した未履行分の変動後委託料から、未履行分の委託契約金額を差し引いた金額、及び未履行分の委託契約金額に「1.5%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額「スライド額」とします。

※適用する算出方法は、下表のとおり明示します（別紙2「スライド特記事項記載例」参照）。

算出方法	スライド特記仕様書		
	賃金水準・物価水準		
(1) 病院設計書による算出	賃金	労務単価	病院設計書による算出
	物価	物品の単価	
		労務単価を基にした経費	
(2) 受託者から提出される 「仕様書に基づく内訳書」による算出	賃金	青森県最低賃金	受託者から提出された内訳書による 算出 (ただし、人件費については、履行開始 日時点の最低賃金と、変更請求時の 最低賃金を比較した変動率を乗じた 値を上限とし、物品費については、履 行開始日時点の物価指数と、変更請 求時の物価指数を比較した変動率を 乗じた値を上限とする。)
	物価	物品の単価	
		消費者物価指数 (生鮮食品を除く単価)	

なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・請求日：スライド変更の可能性があるため、病院又は受託者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- ・基準日：原則、請求月の1日とする。最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。
- ・残りの履行期間：基準日以降の履行期間とする。

(1) 病院設計書による算出

【計算例】(労務単価を基にした経費)

※物品費・業務管理費・一般管理費の割合は例示です。

1年目

●設計金額		内訳
直接人件費	3,100,000	労務単価 15,500円×200人
物品費	62,000	人件費×2%
業務管理費	189,720	(人件費+物品費)×6%
一般管理費	670,344	(人件費+物品費+業務管理費)×20%
計(税抜)	4,022,064	
消費税	402,206	
合計(税込)	4,424,270	

契約価格(税抜)	3,600,000	
契約価格(税込)	3,960,000	
落札率	0.8950628	少数第8位を四捨五入

2年目(労務単価が16,000円に上昇した場合)

●変更後設計金額		内訳
直接人件費	3,200,000	労務単価 16,000円×200人
物品費	64,000	人件費×2%
業務管理費	195,840	(人件費+物品費)×6%
一般管理費	691,968	(人件費+物品費+業務管理費)×20%
計(税抜)	4,151,808	
消費税	415,180	
合計(税込)	4,566,988	
変更後委託料金額	4,087,741	設計金額計(税抜)×落札率+消費税

スライド額算出		内訳
変動後委託料金額	4,087,741	
変動前委託料金額	3,960,000	
業者負担分	59,400	変更前契約金額×1.5%
変更額	68,341	変動後委託料金額-変動前委託契約金額-業者負担分
変更後契約金額	4,028,341	変動前委託契約金額+変更額

(2) 受託者から提出される「仕様書に基づく内訳書」による算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

【計算例】（青森県最低賃金・物価指数：率は例示です。）

1年目

●設計金額		内訳
直接人件費	3,000,000	
物品費	200,000	
業務管理費	100,000	
一般管理費	200,000	
計（税抜）	3,500,000	
消費税	350,000	
合計（税込）	3,850,000	

業務管理比率	0.03125	業務管理費 ÷ (人件費+物品費) 小数第8位を四捨五入
一般管理費率	0.0606061	一般管理費 ÷ (人件費+物品費+業務管理費) 小数第8位を四捨五入

2年目（青森県最低賃金 3%、物価指数 1%上昇）

●変更後設計金額		内訳
直接人件費	3,090,000	3, 0 0 0, 0 0 0 × (1. 0 3) 3%上昇
物品費	202,000	2 0 0, 0 0 0 × (1. 0 1) 1%上昇
業務管理費	102,875	(3,090,000+202,000) × 0.03125
一般管理費	205,750	(3,090,000+202,000+102,875) × 0.0606061
計（税抜）	3,600,625	
消費税	360,062	
合計（税込）	3,960,687	

スライド額算出		内訳
変動後委託料金額	3,960,687	
変動前委託料金額	3,850,000	
業者負担分	57,750	変更前契約金額 × 1. 5 %
変更額	52,937	変動後委託料金額 - 変動前委託契約金額 - 業者負担分
変更後契約金額	3,902,937	変動前委託契約金額 + 変更額

### (3) スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、請求月の1日とすることを基本とします。
- ・小数点以下の処理  
消費税及び地方消費税の相当額1円未満の端数については切り捨て  
その他 1円未満の端数については四捨五入
- ・諸経費率の計算は、小数第8位を四捨五入

## 5 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

### (1) 事前打合せ【病院及び受託者】

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、病院と受託者で事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方をご確認いただき、(2)以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

### (2) スライド協議の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1）をご提出ください。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要です（下記【例】参照）。

### 【再掲】請求日及び基準日等の定義

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、病院又は受託者がスライド協議を請求した日。
- ・基準日…原則、請求月の1日とする。最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

### 【例】契約締結日：令和8年4月1日

履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月）の場合

- ① 初回スライド協議は令和9年4月1日から請求可能で、  
令和9年4月1日が請求日の場合、原則として令和9年4月1日が基準日となる。
- ② 2回目のスライド協議は令和10年4月1日から請求可能で、  
令和10年4月1日が請求日の場合、原則として令和10年4月1日が基準日となる。
- ③ 3回目のスライド協議は、令和11年3月31日で契約満了のため、請求することはできない。

R8.4.1（契約）

R8.4.1（履行開始）

↓（12か月）

R9.4.1（初回請求可能 請求日＝基準日）

↓（12か月）

R10.4.1（第2回目請求可能 請求日＝基準日）

↓

R11.4.1（請求不可）

### (3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【病院】

病院から受託者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、書面（様式2）により通知します。

### (4) スライド額の算出【病院】

病院は、スライド特記事項で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

### (5) スライド額の協議【病院及び受託者】

算出したスライド額について、病院と受託者で書面（様式3※）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式4）を提出してください。回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、病院から受託者に対し、書面（様式5）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0円」として、様式6により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

## 6 契約変更

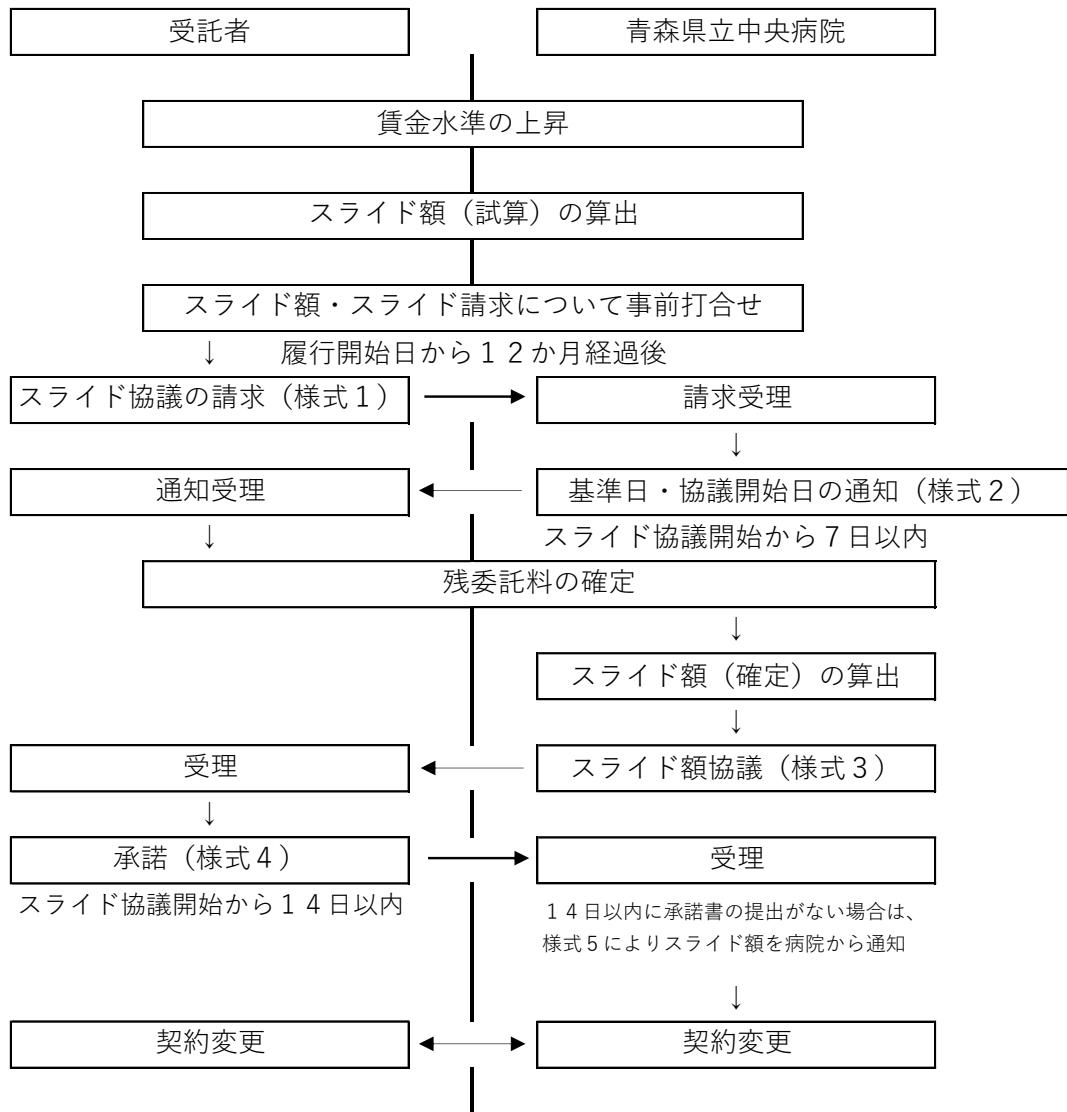
病院と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

契約変更の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙4）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いします。

## 7 実施時期

対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和9年度以降です。

【参考】スライド協議フロー図



## 入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金、及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。

(別紙2)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る  
特約条項第1条第1項に係る特記事項

本委託業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

1 本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1)賃金水準

青森県最低賃金

労務単価（該当労務単価：青森県建築保全業務単価表）

(2)物価水準

物品の単価

消費者物価指数全国（生鮮食品を除く総合指数、（以下、物価指数という。）

労務単価を基に算出した経費

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

病院設計書による算出及び受託者から提出された内訳書による算出を併用し協議する。  
(ただし、人件費については、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、履行開始日時点の物価指数と変更請求時の物価指数を比較した変動率を乗じた値を上限とする。)

## 賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前委託代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の1日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

受託者各位

青森県立中央病院長

労働者への適切な賃金水準の確保について

当院においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金等に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いします。

記

1. 労働者への賃金水準の引き上げ
2. 委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

様式Ⅰ

年 月 日

青森県立中央病院長

受託者  
所在地  
名称  
代表者名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による  
契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約金額(年額)	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	
契約金額の変更	希望する
希望基準日	年 月 1 日
変更請求概算額 (年額)	円

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日の属する月の1日とする。
- ・変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

様式2

年 月 日

(受託者)様

青森県立中央病院長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項  
第1条第3項に規定する基準日及び協議開始の日(通知)

年 月 日付で請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項  
第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

委託名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

(受託者)様

青森県立中央病院長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項  
及び第3項の規定によるスライド額について(協議)

年 月 日付で請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定による変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)
契約変更予定期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

様式4

年 月 日

青森県立中央病院長

受託者

所在地

名称

代表者氏名

印

承諾書

年 月 日付文書「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」により協議があつたスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)
変動後残委託第金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)

年 月 日

(受託者)様

青森県立中央病院長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項  
第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額(通知)

年 月 日付文書「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定期間	(例)速やかに行う。

様式6

年 月 日

(受託者)様

青森県立中央病院長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項  
第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)

年 月 日付けて請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約  
条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づ  
く契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	
スライド額	0円
理由	(例)スライド額が対象契約金額の1000分の 15を超えないため。